

決算審査特別委員会審査報告書

私達、決算審査特別委員会は村民に負託され、議会議員に選出されたことを念頭に置き、公正、公平な審査を心掛けて予算執行の結果を確認、検証することで予算効果と行政効果を客観的に判断し、村長や会計管理者に対する事前統制と事前監視の役割を果たし、住民に対し実態を知らせ、理解と納得を得ることで財政民主化を徹底する意義を十分に理解した上で決算の審査に臨んだことを申し述べ、令和7年度決算審査特別委員会の審査結果について、ご報告いたします。

令和8年9月議会で村長から提出されました、議案第49号「令和7年度丹波山村一般会計歳入歳出決算認定について」から、議案第59号の「令和7年度丹波山村下水道事業会計歳入歳出決算認定について」までの11会計の決算審査を、議長から指名された4人の委員が、9月10日に役場大会議室において決算審査を実施しました。

今回も昨年同様、委員が各課長への聞き取りを行う形で実施し、未納額、不用額、事業実施状況等、詳細な説明を受ける形で審査をした結果を各決算別に述べます。

一般会計歳入歳出について

歳入

- ・住宅使用料については、返済計画に基づき令和 8 年度中に完済見込みであるとの報告を受けた。これまでの滞納解消に向けた取り組みの成果を評価する。一方で、その他の各種税および使用料についても、税財政室との連携をさらに密にし、より一層の徴収確保と公平性の維持に努めること。

歳出

全体

- ・全会計の支出伝票について、新設された税財政室の審査機能（チェック機能）により、支払遅延は減少傾向にある。しかしながら、監査委員からの指摘にもある通り、一部の伝票において受付から支払までに相当な期間を要している事例が見受けられる。

各課長は支払期日の遵守に対する意識を徹底し、適正な確認体制を構築するとともに、遅延の再発防止に万全を期すこと。

総務費

- ・奥秋地区の地域おこし協力隊事務所については、日報や施設

使用簿の整備による管理体制の改善が見られる。しかしながら、施設利用に関する統一的な基準が依然として未整備であるため、管理運営上の使用ルールを早急に策定し、施設の適正かつ公平な利用を徹底すること。

特別会計歳入歳出について

国民健康保険特別会計事業勘定

- ・国保税の現年度分未納額は 303,100 円であり、前年度の 1,598,400 円から大幅に減少した。滞納額の縮減に向けた着実な成果を評価するとともに、今後も引き続き適正な収納管理に努めること。

水源の里保健休養施設事業特別会計

- ・監査委員から指摘のあった水源の里施設の指定管理制度導入について、引き続き前向きな検討を行い、効果的かつ効率的な管理体制の構築に努めること。

有線テレビ放送施設事業特別会計

- ・使用料の滞納額が大幅に増加しているため、早急な対策を求める。今後は滞納整理の実施日時や交渉経過等の記録管理を徹底し、確実な収納率の向上に努めること。

温泉事業特別会計

- ・利用客が増加傾向にあることは評価するものの、今後の安定的な事業運営に向けてさらなる経営努力を求める。また、現在、指定管理者の社長および支配人を村職員が兼任している状況にあるが、健全なガバナンスを確保するため、速やかに組織体制の改善を図ること。

後期高齢者医療特別会計

- ・保険料について、令和 7 年度の監査委員による指摘への着実な対応により、令和 8 年度中に完納見込みとなったことを確認し、その成果を評価する。

簡易水道事業会計

- ・監査委員による決算審査期間中に決算書が提出されたことは確認したものの、本来の要求期日までに提出が間に合わなかったことは、審査の計画的進行の観点から課題があると言わざるを得ず、次年度以降の期限内提出の徹底を強く求める。

また、公営企業会計の適正な執行を期するため、職員の研修受講等を積極的に進め、専門知識の向上と事務処理能力の強化に努めること。

- ・自然災害等により水道メーターの設置工事に遅延が生じた事情は理解するものの、未設置箇所が存在は受益者間の公平性を欠くため、計画に基づく早期の設置完了を強く求める。

また、令和7年9月・10月分の口座振替未処理による全額未納事案は、職員の怠慢での未処理では済まされない重大な問題である。速やかに管理体制を立て直すとともに、令和8年9月中までに確実な徴収を完了させること。

さらには、前年度比で大幅に増加している使用料の滞納整理についても、税財政室との連携を緊密にし、組織を挙げて確実な徴収に努めることを強く要望する。

下水道事業会計

- ・簡易水道事業会計と同様の指摘とする。

令和7年度決算における基金運用状況審査結果

- ・令和7年度決算における基金取崩額は合計1億5,688万円であり、年々増加している。今後は財政の健全性を維持するため、全会計の各種事業を厳格に精査した上で、徹底した経費の効率化を図り、可能な限り歳出を抑制すること。

以上の指摘事項を鑑み、議案第49号「令和7年度丹波山村一般会計歳入歳出決算認定について」から議案第57号「令和7年度丹波山村後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算認定について」までの9会計については、審査の結果、適正に処理されているものと認め、全会一致をもって認定すべきものと決定した。

しかしながら、議案第58号「令和7年度丹波山村簡易水道事業会計歳入歳出決算認定について」および議案第59号「令和7年度丹波山村下水道事業会計歳入歳出決算認定について」の2会計については、前述の通り、令和7年9月・10月分の口座振

替未処理による全額未納分の処理が未だ実施されていないこと、
また、水道メーターの未設置箇所が存在等により使用料徴収の
公平性を著しく欠いていることから、当委員会としては不認定
とすべきものと判断した。

丹波山村議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

令和8年9月11日

丹波山村議会議長

守屋 保志 殿

丹波山村決算審査特別委員会委員長

嶋崎 義人